

V 重点プロジェクト



1. 重点プロジェクトについて

重点プロジェクトとは、さいたま市農業における課題や可能性により、緊急的かつ優先的に取り組む必要があるテーマについて、その施策の具体化に向けたアクションプランです。各プランは、「IV 農業振興施策の展開」に掲げた個別施策より組み合わせて構成します。

また、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間の取り組みとその成果を踏まえ、さいたま市総合振興計画後期基本計画に合わせて、平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 年間で実施し、課題の解消や、さいたま市農業の新たな展開を見出すことを目標とします。

以下、4 つのプロジェクトを重点プロジェクトとし実施します。



プロジェクト
1

安全・安心な地産地消プロジェクト

■ 現況と課題

近年、福島第1原子力発電所事故による放射性物質の農産物への影響などにより、安全・安心で、かつ、地元の農産物を求める消費者の声が高まっています。さいたま市民へのアンケートからも農産物の購入に際し、新鮮さと安全性を望む声が多くなっています。

首都圏に位置し、身近な消費者である百万人を超える市民を抱えることからも、安全で新鮮な農産物の供給を第一に、「地産地消」を総合的な施策をもって進めることが必要不可欠です。

■ 目的と概要

市内産農産物の安全性の向上及び良質な農産物の供給のため、検査体制の確立や、特別栽培農産物やエコファーマー、循環型農業への取り組みを支援します。また、生産者、特に女性農業者の知恵や経験を活かした農産物等の加工、販売等への取り組み（6次産業化）や農商工連携を支援し、産業の活性化を図ります。

インターネットを使った農産物の情報発信や、ニーズに対応した新たな農産物の生産・供給体制の確立等広域的なPRと新たな市場開拓を図り、農業の活性化を推進します。

■ 具体的な取り組み

新規事業

① 安全・安心な市内産農産物の生産・供給を行うための検査体制の確立

(安全・安心に向け、放射性物質検査や残留農薬の検査体制を確立し、その対策等の取り組みを行う)

② 農産物の6次産業化、農商工連携による産業の活性化

(生産者による農産物の加工・販売の取り組みや、農商工連携による商品化により産業の活性化を推進する)

③ ニーズ対応型農業推進事業

(市場ニーズに対応した新たな農産物の生産・供給体制を確立し、農業の活性化と地産地消施策を推進する)

④ 共販出荷体制の推進

(共販のための集出荷施設の支援を行う)

既存事業の充実・強化

⑤ インターネットによる農情報の発信・農業の活性化

(インターネットを活用した生産者・市民・行政による相互情報発信、情報交換により農業の活性化を推進する)

⑥ ファーマーズマーケット整備

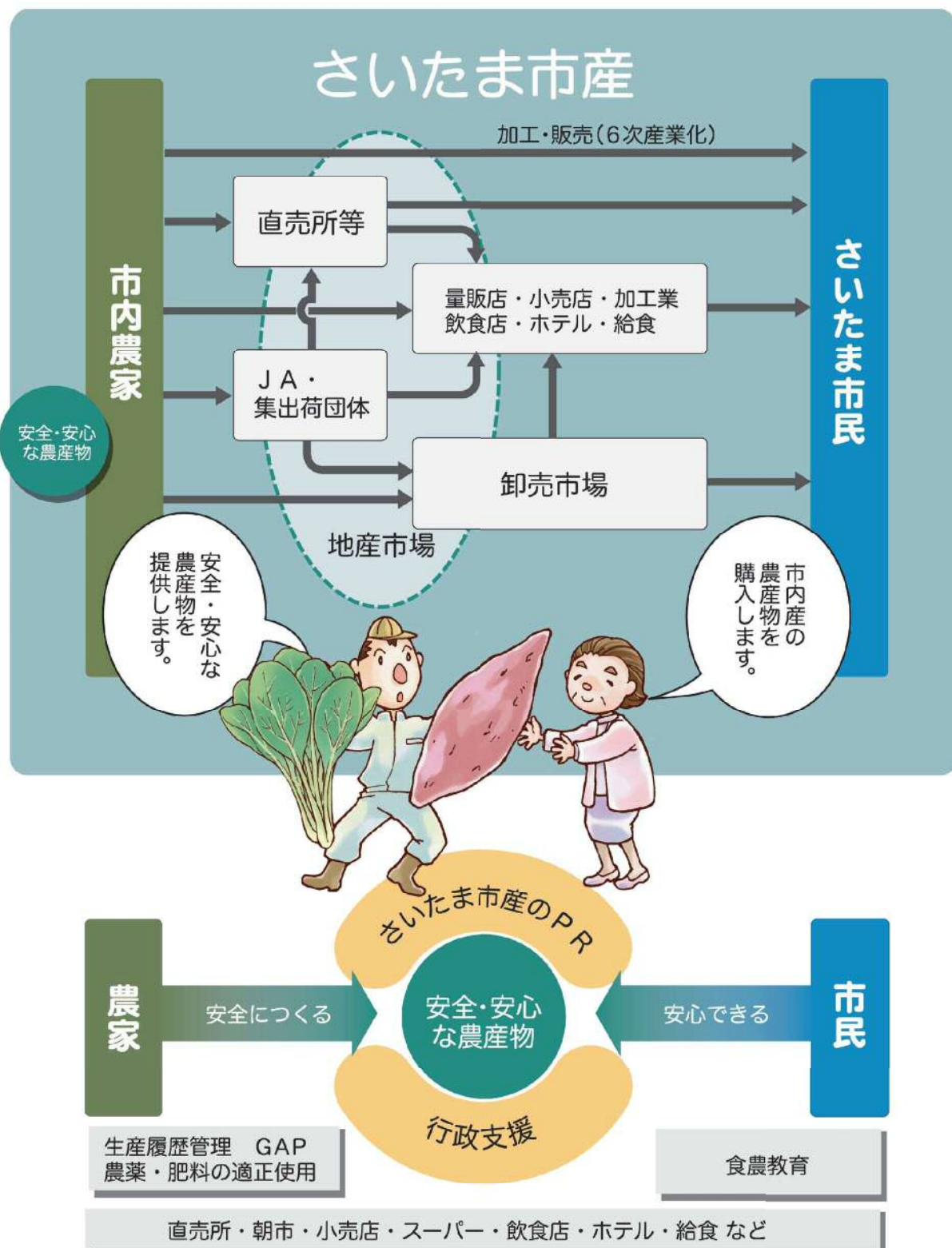
(浦和美園駅前複合施設等の直売施設や、朝市など直売イベントの支援を行う)

⑦ 安全・安心な農産物の生産および供給

(安全・安心に向けた、農業知識や技術の普及とその取り組みを支援する)

⑧ 環境にやさしい農業への支援

(特別栽培農産物やエコファーマー、循環型農業への取り組みを支援する)



図V-1：地産地消の流れ

プロジェクト
2

農業経営支援プロジェクト

■ 現況と課題

本市の農業経営は、近年の急激な都市化の進展や社会情勢の変化に伴い、農家人口の減少、農業従事者の高齢化、農業後継者不足、農地減少等により、大変厳しい状況におかれています。都市農業の利点を生かして高度集約的な農業が発展し、多品目少量生産等多様な経営が行われています。埼玉県農林水産統計年報によると、近年は水稻、畜産は減少傾向にあり、野菜の生産が主力となっています。また平成24年度農家意向・意識調査では、農業所得を主としている農家は13%で、それ以外は農業外所得を主とする兼業農家です。同調査によると、10年後に農業経営を縮小する、または辞める可能性があるとの回答が35%あり、小規模農家を含めた農業経営安定策を講じる必要があります。

■ 目的と概要

農業所得の増加と経営安定化、担い手の育成に向け、農地集積等による規模拡大、家族経営協定による女性認定農業者の育成、農業法人化へ向けての支援、就農希望者への支援を行います。

特産品農産物のPRや加工品などの商品開発により市内産農産物のブランド化を推進します。

■ 具体的な取り組み

新規事業

① 担い手への農地集積・集約化

(認定農業者等に農地の集積を図る)

② 新農業ビジネスの推進

(新農業ビジネス(IT農業等)の支援及びモデル事業を実施する)

③ 青年就農給付金事業

(新規就農者の経営安定化のための給付金を支給する)

④ さいたま市版就農予備校推進事業

(さいたま市への就農希望者向けに農業研修の場を創設し、新規就農者の育成確保を行う)

既存事業の充実・強化

⑤ さいたまブランドの推進

(特産品農産物のPR、加工品による商品開発を推進し、さいたまブランドの農産物を確立する)

⑥ 農業法人化の推進事業

(農業経営の安定のため、法人化への支援を行う)

⑦ 認定農業者の認定強化および家族経営協定の推進

(新たな認定農業者や家族経営協定による女性認定農業者の確保、育成を図る)



農業生産法人（有限会社 若谷農園）



農業経営を考える講習会（農業者のためのIT講習会）

V

 あなたも認定農業者になりませんか？

認定農業者とは？ 農業者が5年後の目標を記載した農業経営改善計画を市に提出し、その計画が認定された農業者を指します。

農業者 **申請**

農業経営改善計画
5年後の目標

計画づくりも
支援しています！

認定

農業的政策支援

- 農業設備投資への補助金交付
- 優先的な農地の利用集積
- 近代化資金等の融通 など

さいたま市

問合せ：さいたま市農業政策課

プロジェクト
3

遊休農地解消プロジェクト

■ 現況と課題

遊休農地は、一部解消も進んでいるものの、農業従事者の減少等により依然として増加傾向にあり、本市では約 55ha（平成 25 年度農業委員会調べ）が存在します。これは農地のもつ多面的機能の喪失にも繋がりかねません。そのほかゴミの不法投棄を招くなど、地域社会の環境悪化にも繋がる大きな社会問題でもあります。今後遊休農地になるおそれのある農地を含め、認定農業者等への利用集積を図るなど積極的に発生防止および解消に努める必要があります。また、農業者以外の新たな農の担い手の協力による遊休農地の解消と活用を図る必要があります。

■ 目的と概要

遊休農地の発生を未然に防ぐとともに、解消・再生・活用する施策を実施し、営農再開による農業利用を目指します。また、企業等の農業参入や市民農園などの農地有効利用および環境保全利用を支援します。

■ 具体的な取り組み

新規事業

① 耕作放棄地再生利用事業

(耕作放棄地再生作業の取り組みを行う)

既存事業の充実・強化

② 遊休農地の発生防止対策

(遊休農地の調査、パトロール、所有者への指導など発生防止対策を強化する)

③ 利用権設定等促進事業

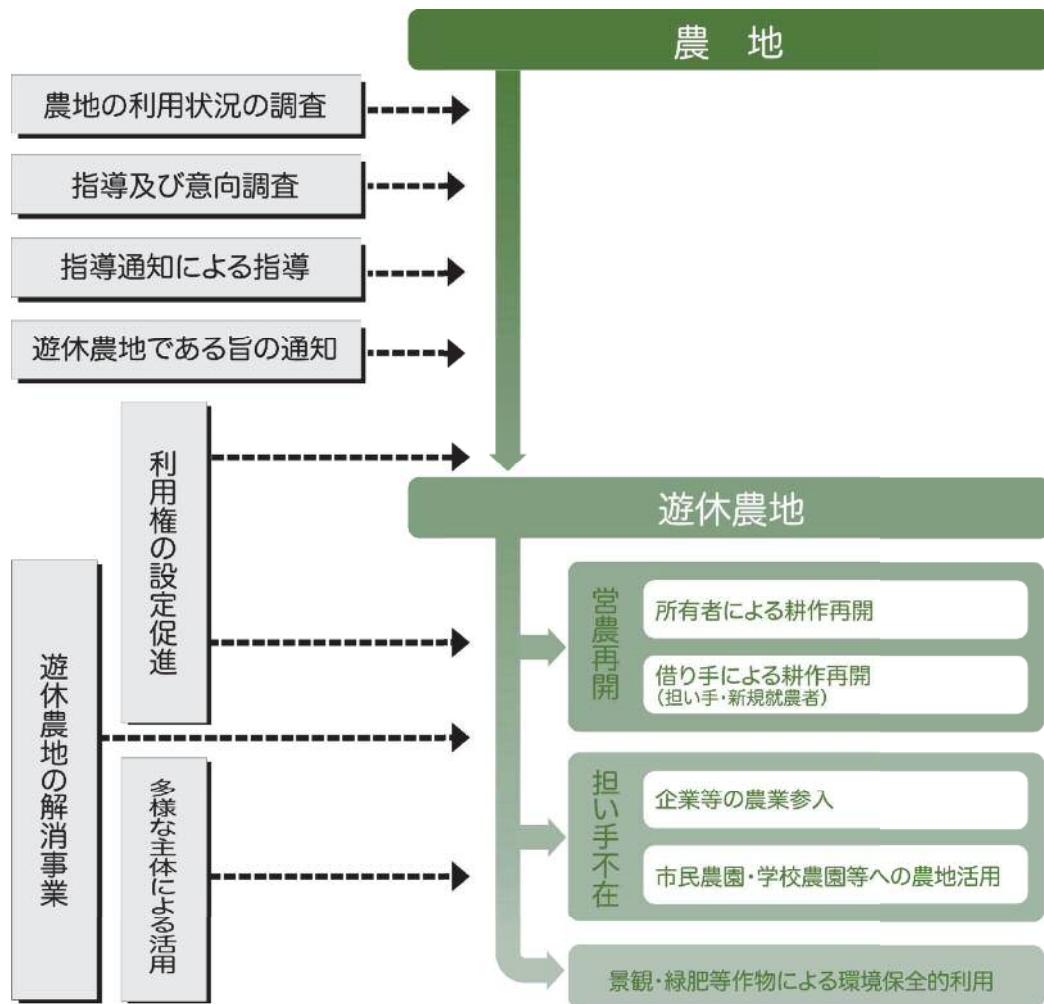
(情報の収集・提供を行い、農地利用集積円滑化団体等と連携し、認定農業者等に農地集積を促進する)

④ 多様な主体による遊休農地活用

(企業等による農業参入の活用、市民農園・学校農園等への農地の活用を図る)

⑤ 景観・緑肥作物などの栽培支援事業

(レンゲ・コスモス・ソルガムなどでの土づくり、農地の保全管理を支援する)



図V-2：遊休農地解消の流れ

V



利用権設定の貸し手、借り手のメリット

農地を荒廃させる前に、農業経営基盤強化促進法の利用権設定による農地の貸し借りを活用しましょう。

- ◇農地法の許可が不要です。
- ◇貸した農地は貸借期間が満了すれば、離作料を払うことなく返ってきます。
- ◇借りた農地は期間中、安心して耕作ができます。
- ◇手続きをすれば引き続き貸し借りができます。
- ◇規模拡大が图れます。
- ◇期間満了3～4ヶ月前に期間満了通知を発送し、終期をお知らせします。

問合せ：さいたま市農業委員会

プロジェクト
4

農のある暮らしプロジェクト

■ 現況と課題

都市住民にとって農業・農地の持つ豊かな自然や伝統的な文化との交流は、都会の喧騒を離れ自然に触れることにより心の豊かさを与え、農や食の大切さを身近なものとして捉えることができます。また、市民農園や農家の指導による栽培収穫体験、グリーンツーリズムとしての田舎暮らし体験は、非常にニーズが高まっており、農業とふれあう交流の場の創出が求められています。

■ 目的と概要

都市住民を対象に暮らしの中に農を取り入れて、農産物を育て、収穫することの喜びや意味、その過程で育まれてきた文化や知恵といったものを、体全体で感じられるよう施策を実施します。また、都市住民と農業・農地が身近にある見沼田圃での協働と農業活性化を図ります。

■ 具体的な取り組み

新規事業

① 農業交流施設の整備

(農産物直売所、農業研修施設、農産物の加工体験施設などを整備する)

② 滞在型市民農園の整備

(長時間滞在可能な市民農園を整備する)

既存事業の充実・強化

③ 市民農園、栽培収穫体験農園の支援

(多様な主体による市民農園や農家の指導による栽培収穫体験ができる農園の支援を行う)

④ 見沼田圃での協働と農業活性化

(見沼田圃での農業交流の場の創出・イベントや見沼農業ネットワークの拡充を行う)

⑤ 学校給食への取り組み支援

(学校給食への地場産農産物の導入支援を行う)

⑥ 援農ボランティアやランドコーディネーターの育成

(都市住民の農業支援者、新たな担い手として援農ボランティアやランドコーディネーターを育成する)

2. 重点プロジェクト推進目標

重点プロジェクトの推進により達成される効果について、策定より4年、7年経過後の目標指標を数値化しました。

目標指標年度： 平成29年度末（ビジョン策定より4年経過後）
平成32年度末（ビジョン策定より7年経過後）

農業

地産地消の確立、農業経営の安定・生産性の向上

	平成29年度末	平成32年度末
● 特別栽培農産物件数	223件	235件
● エコファーマー数	183人	193人
● ブランド化農産物の商品開発店舗数	8件	15件
● 認定農業者経営体数	165経営体	175経営体
● 農業生産法人	3法人	5法人
● 直売所設置数	25箇所	27箇所
● 新規就農者総数	9人/年	50人/4年
		95人/7年

農地

農地の保全と農業の持続

	平成29年度末	平成32年度末
● 遊休農地解消・活用面積	0ha	4ha/4年
● 企業等による農業参入や農地活用数	1件	3件
● 利用権設定面積	100ha	105ha
		110ha

農コミュニティ

農のあるまちづくりの推進

	平成29年度末	平成32年度末
● 栽培収穫体験農園数	H24: 14箇所	16箇所
● 市民農園利用区画数	H24: 2,500区画	2,600区画
● 小・中学校における農業体験教室実施校	30校	35校
● ランドコーディネーター数	50人	60人
		70人